

令和2年分の所得税確定申告から

65万円の青色申告特別控除

の適用要件が変わります

平成30年度の税制改正での主な変更点は次のとおりです。

個人の方の所得税について

①青色申告特別控除額が変わります。(現行 65万円⇒改正後 55万円)

②基礎控除額が変わります。(現行 38万円⇒改正後 48万円)

③「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

e-Taxによる申告(電子申告)又は**電子帳簿保存**を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除(以下、「65万円控除」といいます。)が受けられます。

※ 以上の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

改正前(令和元年年分申告まで)			
控除額			要件
青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法
65 万円	38 万円	103 万円	(1)正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2)貸借対照表と損益計算書 を添付 (3)期限内申告
10 万円	38 万円	48 万円	簡易な記帳

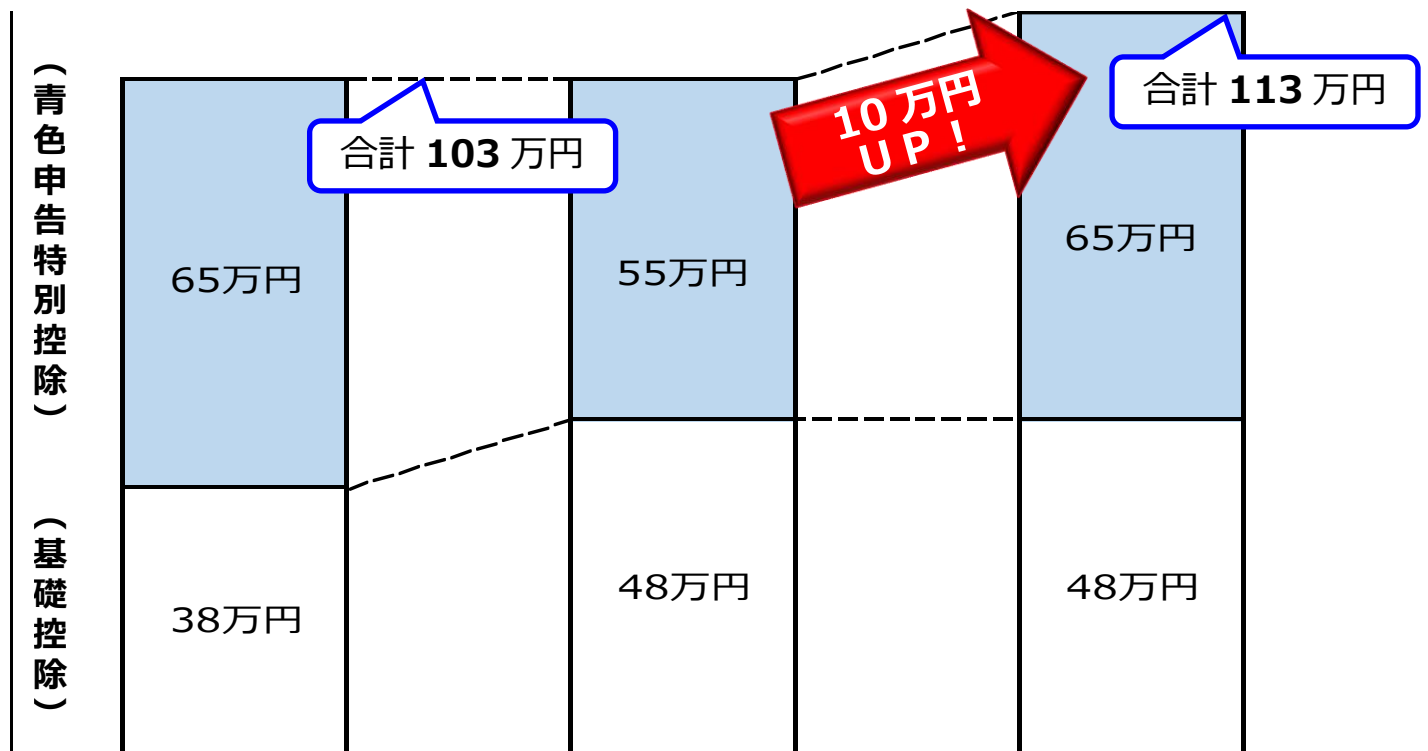


改正後(令和2年分申告以後)			
控除額			要件
青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法
65 万円	48 万円	113 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 + e-Taxによる 電子申告 又は 電子帳簿保存
55 万円	48 万円	103 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
10 万円	48 万円	58 万円	【改正前の「10万円控除」の要件】

【改正前】

【変更点①②】

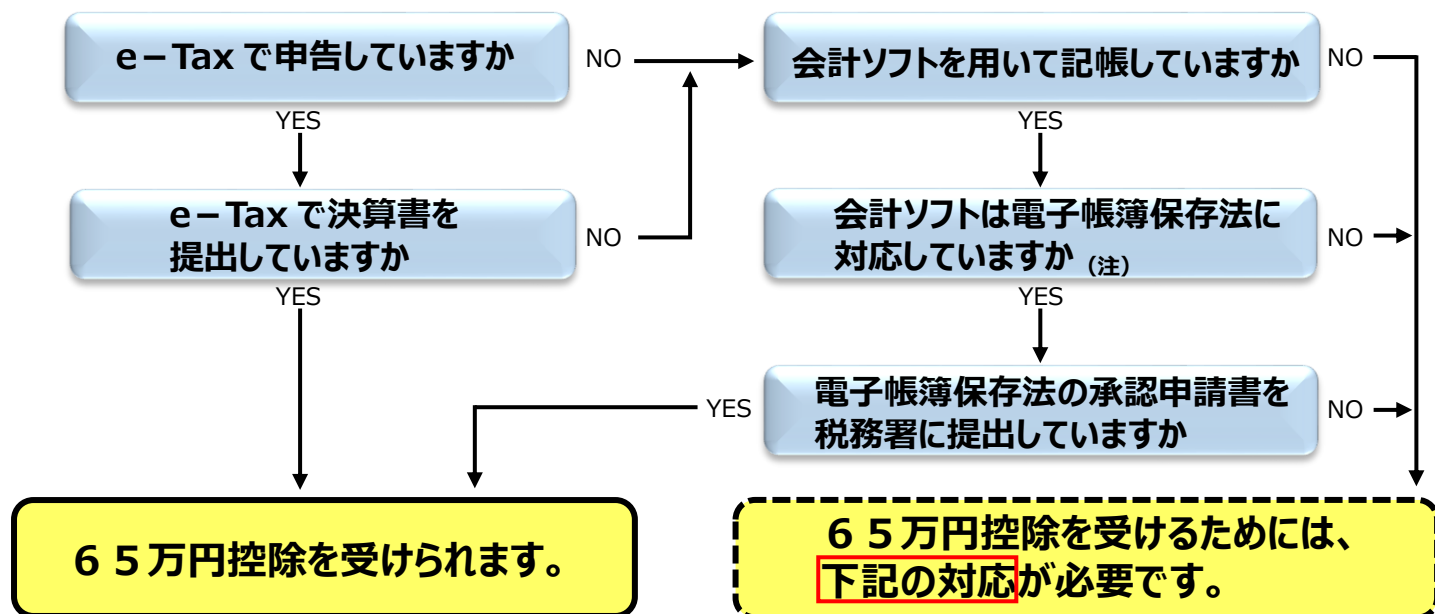
【変更点③】



○ 10万円の青色申告特別控除を受けるための要件に改正はありませんので、これまでと同様となります。

○ **令和2年分以降、65万円控除**を受けるための要件の詳細は、裏面をご覧ください。

65 万円控除を受けるためには・・・



以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① e-Tax を利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。
- ② 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書 (注) を税務署に提出する。

(注) 正式名称は、「国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書」です。

電子帳簿保存法の対応要件は、国税庁ホームページ「電子帳簿保存法関係」をご確認ください。

① e-Tax による申告

- e-Tax とは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続を行えるシステムです。
- 令和 2 年分から、65 万円控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書のデータを提出 (送信) する必要があります。**

なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Tax で提出 (送信) することもできます。

- ※ 1 ご利用のパソコンが e-Tax の推奨環境を満たしているかを、事前に e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) でご確認ください。
- ※ 2 **税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータを e-Tax で送信することはできないため、65 万円控除を受けられません。**
- ※ 3 平均課税の適用を受ける方については、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」のデータ提出が必要になります。

② 電子帳簿保存について

- 一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、**帳簿の備付けを開始する日の 3 か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。**
- ※ 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- 令和 2 年分の所得税確定申告から、65 万円控除を受けるためには、その年中の事業に係る**仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。**

令和 2 年分に限っては、

令和 2 年 9 月 30 日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年 12 月 31 日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65 万円控除を受けることができます。

※ 詳しくは、「国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)」をご確認ください。

Q e-Tax

検索

Q 国税庁 電子帳簿保存関係

検索